13）本工事は日最高気温が30度以上の真夏日の日数に応じて間接費の補正を行う試行工事である。
　なお、新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防を実施する場合は、「日最高気温が28度以上の日」と読み替える。
14）本工事は、契約数量の一部分を直接工事費に対する率計上により積算する事により、見積り価格の算出に係る当初契約時の時間短縮及び簡素化を目指す試行工事である。

２　競争参加資格
次の⑴から⑾までの要件を全て満たす者（単体企業）であること。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　四国地方整備局における平成31・32（令和元・２年度）年度一般競争参加資格のうち、「プレストレスト・コンクリート工事」に認定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　平成17年度以降に元請けとして、以下に示す工事（以下、「同種工事」という。）の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、参加希望者が共同企業体である場合にあっては全ての構成員が、平成17年度以降に元請けとして同種工事の施工実績を有していること。
・下記の㋐、㋑の要件をいずれも満たす施工実績を有すること。
㋐　道路橋（Ａ活荷重又はＢ活荷重）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。
㋑　橋梁形式がポストテンション方式のＰＣ連続橋であること。
　ただし、上記㋐、㋑は同一工事であること。
　なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
⑸　提出する技術提案が適正であること。
⑹　次に掲げる１）から５）の基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下、「配置予定技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。なお、専任期間に本工事の準備期間を含まない事ができる。
　準備期間を含まない専任期間としては、下記を予定している。
　令和３年５月下旬から令和５年６月中旬まで
１）１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
２）平成17年度以降に元請けの技術者として、同種工事（上記⑷に掲げる工事）の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）。ただし、参加希望者が経常建設共同企業体である場合にあっては構成員のうち１社の配置予定技術者が、平成17年度以降に元請けとして同種工事（上記⑷に掲げる工事）の経験を有していること。
　なお、当該経験が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事に係る経験である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
　また、施工経験として求める上記期間中に、「労働基準法」（昭和22年法律第49号）第65条第１項又は第２項の規定による産前産後の休業、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成３年法律第76号）第２条第１号に規定する育児休業及び同条第２号に規定する介護休業（以下「出産・育児等による休業」という。）を取得した場合には、施工経験として求める上記期間に当該休業の取得期間を加算することができるものとする。この場合においては、出産・育児等による休業を取得したこと及び取得期間を証明する書面を提出するものとする。
３）配置予定技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるのでその旨を明示することができる資料を添付すること。その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
４）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
５）配置予定技術者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第７条第２号及び第15条第２号に定められた技術者（営業所専任技術者）でないこと。ただし、本工事が専任を要しないもので、特例措置を全て満足する場合等はこの限りでない。
６）上記１）から４）について確認できる書類を添付すること。該当書類が添付されない場合は、入札に参加できないことがある。
⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（技術提案書を含む。以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、四国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書による）。なお、本工事に申請書を提出した者の間に資本関係又は人的関係がある場合には、資本関係又は人的関係がある全ての者の競争参加資格を認めない。
⑽　建設業法の土木一式工事の許可を有する者であること。
⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として国土交通省発注事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価落札方式に関する事項
⑴　評価項目及び評価の着目点　本工事の総合評価における評価項目及び評価の着目点は、次のとおりとする。
１）技術提案評価
ａ「ＰＣ橋の品質確保」に関する技術提案
ｂ「現場施工時の配慮」に関する技術提案
上記ａ及びｂに関する技術提案について評価する。
２）施工体制評価
ａ　品質確保の実効性
工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められるか評価する。
ｂ　施工体制確保の確実性
工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められるか評価する。
⑵　入札参加者は、「ＰＣ橋の品質確保」に関する技術提案及び「現場施工時の配慮」に関する技術提案と入札価格をもって入札する。ただし、実際の施工に際しては、３⑷によるものとする。
⑶　落札者の決定方法
１）入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
２）標準点　１）の要件を満たす入札を行った者に対して、要求要件を実現できると認められる技術提案については、100点の標準点を与える。
３）加算点及び施工体制評価点
・３⑴１）ａ及びｂの評価項目について、ａの満点を30点、ｂの満点を30点として、評価基準に従って評価し、その内容に応じた加算点を与える。
・３⑴２）ａ及びｂについて、それぞれ総合的に優（15点）、良（５点）、可（０点）として、施工体制評価点を与える。